

東郷町バス運行事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、東郷町巡回バス運行事業を実施するに当たり、町民の利便性の確保及び安全かつ効率的に運行するため広く企画提案を募集し、優れた提案内容や価格等を総合的に評価することで最も適切な者を当該事業の実施者として選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

東郷町巡回バス運行事業

(2) 事業内容

別紙「東郷町巡回バス運行事業仕様書」のとおり。

(3) 事業期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 事業費上限額

東郷町巡回バス運行事業

269,113千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

各年度の上限額 令和9年度 87,996千円

令和10年度 89,693千円

令和11年度 91,424千円

※上記金額は、運賃収入及び国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）並びに令和9年10月に予定する路線見直しに係る費用を含まない。

(5) 国庫補助金

当該運行事業は、国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して運行する予定である。

3 路線見直し

令和9年10月に路線見直しを実施し、ルート及び運行台数に変更となるため、見直し内容が決定し次第、9の協定及び協議を変更するものとする。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年度において東郷町の入札参加資格を有していること。

- (2) 愛知県内に営業所（運行管理者及び整備管理者を配置する）を有し、事故や故障等により代車が必要な場合において30分以内に準備ができること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、現に実施していること。
- (4) 運行開始日までに、当該路線について道路運送法を始め関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。なお、許可申請等に要する費用は、参加事業者が負担するものとし、運行経費に含めない。
- (5) 本業務と同種又は類似の事業実績を有すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の定めに該当しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (9) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (10) 東郷町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年12月19日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (11) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第2号）による指名停止を受けていない者
- (12) 令和9年10月に実施する路線見直しに対応し、運行業務を継続できる者

6 申込方法及びスケジュール

項目	日程等
実施要領の公表	令和8年4月30日（木）から ・必要な書類は、町HPからダウンロードすること。
参加表明書等の提出	令和8年5月1日（金）から6月11日（木）まで 午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。） ・東郷町役場3階公共交通対策室に提出すること。 ・郵送の場合は、上記までに必着のこと。
質問の受付	令和8年6月11日（木）午後5時まで ・質問内容を様式4にまとめ、電子メールにより送付すること。
質問の回答	令和8年6月18日（木）までに町HPで公表
企画提案書等の提出	令和8年6月25日（木）から令和8年7月2日（木） 午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。） ・東郷町役場3階公共交通対策室に提出すること。 ・来庁の際は、事前に電話予約をお願いします。
プレゼンテーション （審査）	令和8年7月16日（木）予定 ・プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、令和8年7月9

日（木）までに各提案者に通知する。

7 書類の提出

(1) 提案参加表明書等

提案参加表明については、以下の書類を1部作成し、期限内に東郷町役場3階公共交通対策室に提出すること。

ア 提案参加表明書（様式1）

イ 財務諸表（直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書）

ウ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書、3か月以内に発行されたもの）

エ 国税及び地方税を滞納していない旨の証明書

(2) 企画提案書等

企画提案については、以下の書類をア及びイは正本1部、副本7部（コピー可）の計8部、ウは正本1部を作成し、期限内に東郷町役場3階公共交通対策室に提出すること。応募書類については、正本はアからウ、副本はア及びイを一式として提出すること。また、イ（企画提案書）の電子データを収めたCD-Rを1枚提出すること。

ア 企画提案申請書（様式2）

イ 企画提案書（任意様式。日本産業規格A4 10ページ程度で両面印刷（長辺綴じ）とし、ページ番号を付すこと。）

ウ 運行経費見積書（様式3）

運行経費見積額は、次に掲げるものとする。

(ア) 人件費

(イ) 燃料費

(ウ) 車両調達費（※1）

(エ) 車両管理費（修繕費用（※2）、点検費用、保管費用等）

(オ) 自動車諸税等（自動車税、自動車重量税）

(カ) 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）

(キ) 運行管理費

(ク) その他業務に必要な経費（※3）

※1 当該事業において使用する運行車両は以下【参考】のとおり。また、町所有車両を運行期間中無償貸与するものとする。なお、No.1のリース車両を現在の運行事業者から引き継ぎ使用するときは、リース会社の審査を行うものとする。新たに町が車両を購入したときは、車両調達費のうち不要となる額を減額する。

※2 1件につき30万円以上の多額な修繕費用が発生し、事業者に過失が無いと認められる場合には、町と協議の上、運行経費に加えることができる。

※3 その他業務には、乗務客の安全確保・移動制約者の乗降補助、乗継券等の作成・発行、料金徴収・管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応（緊急連絡・予備車の確保等）、車両清掃、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理等、運行に必要な業務を含むものとする。

【参考】現在運行車両情報（東郷町巡回バス）

No.	車種	登録年月	走行距離 (R8. 3. 31現在)	排気量	所有者	リース料 (月額)	備考
1	日野ポンチョ	H25. 8	658, 768km	5. 12L	名鉄協 商(株)	33, 000円	予備車
2	日野ポンチョ	R4. 11	160, 616km	5. 12L	東郷町	—	—
3	日野ポンチョ	R7. 1	59, 791km	5. 12L	東郷町	—	—
4	日野ポンチョ	R7. 1	60, 528km	5. 12L	東郷町	—	—
5	日野ポンチョ	R7. 12	13, 564km	5. 12L	東郷町	—	—

(3) 提案書に記載する主な提案項目

ア 業務履歴

会社概要、本業務を担当する営業所、営業所の業務別従事者数、車種別保有車両数、同種・類似業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

イ 業務担当体制

統括責任者・主任担当者等の資格・経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

ウ 本業務への提案

(7) 安全確保方策

- a 国土交通省による処分状況（過去5年間）
- b 重大事故の発生の状況（過去5年間）（重大事故とは自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。）
- c 運輸安全マネジメントの導入状況
- d 運行管理体制の状況
- e 車両整備・点検の体制
- f 営業所と車庫との距離
- g 適切な乗務割、労働時間を前提とした運転手の選任計画
- h 休憩所等施設の設置状況

(i) 収益拡大策

(v) 利用者利便性の確保方策

- a 高齢者、障がい者等への配慮
- b 利用者への接客教育体制
- c 利用者に対する情報提供の体制
- d 苦情対応体制
- e 他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取組

- (イ) 環境への配慮
- (ロ) 緊急時の対応能力
 - a 事故等の処理体制
 - b 事故等の損害賠償
 - c 災害発生時等緊急時の対応
 - d 車両故障時の車両準備対応
- エ 運行開始日までの工程計画
- オ 営業所と車庫が記載された地図

8 審査に関する事項

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において行うものとする。

(1) 評価項目

No.	評価項目	配点ウェイト
1	業務履歴	5点
2	業務担当体制	5点
3	安全確保方策	3.5点
4	収益拡大策	5点
5	利用者利便性の確保策	2.5点
6	環境への配慮	5点
7	緊急時の対応能力	20点
8	工程計画	5点
9	見積金額	1.5点
10	プレゼンテーション	1.5点

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

- ア 開催日
令和8年7月16日（木）（予定）
- イ 開催場所

東郷町役場内（愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地）

(3) 審査結果

- ア 企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基にした選定委員会の評価で、最も得点の高い提案者を第1位の優先交渉権者とし、次点の者を第2位の優先交渉権者とする。
- イ 最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。
- ウ 最高得点及び見積金額が同額の場合は、審査委員の合議により決定する。
- エ 審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。
- オ 優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。
なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とする。
- カ 審査結果に関する問合せ及び異議申立は受付けない。

9 契約事項

- (1) 審査により選定された優先交渉権者と本町において、運行に関する協定書を締結する。また、年度ごとに運行協議書を締結し、運行協議書に基づき運行を行うものとする。
- (2) 最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第2位の優先交渉権者と協議を行う。

10 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提案参加表明書提出後、提出期限内に企画提案書を提出しなかった場合
- (3) 見積金額が事業費上限額を超える提案をした場合及び総合評価点が5割に満たない場合
- (4) その他本要領における諸条件に違反した場合

11 その他

- (1) プロポーザルに参加するために係る費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (4) 本町が必要と認めるときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 提案参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）に基づき、提出書類を公開することがある。

12 事務局（問合せ先）

東郷町企画部公共交通対策室

所在地 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電 話 0561-56-0716 (ダイヤルイン)

メール tgo-kotsu@town.aichi-togo.lg.jp